

新潟市空き家活用リフォーム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が進める施策における空き家の有効活用を促進することを目的として、空き家のリフォーム工事を行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市空き家活用リフォーム推進事業補助金（改正前の新潟市空き家活用リフォーム推進モデル事業補助金を含む。以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存するそのすべてが人の居住又は使用に供されていない建築物で、市長が別に定める要件を満たすものをいう。

(2) 対象工事 空き家において実施するリフォーム工事（既存の床面積の2分の1を超えない範囲の一部改築、一部増築又は一部減築を含む。）で、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に適合していること

イ その他市長が別に定める要件を満たしていること

(3) 申請者 補助金の交付を受けようとする者で、以下に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 世帯を同一にする者を含め、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

イ 対象工事を行う空き家の申請者以外の所有者から、第3条で規定する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施について承諾を受けていること

ウ 市税を完納していること

エ その他市長が別に定める要件を満たしていること

(4) 耐震改修 対象工事のうち、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものであって、申請時点において、所要の耐震性能を確保していないことが確認されたものを、所要の耐震性能を確保するよう改修すること

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（対象工事を実施する建築物の用途、構造及び規模に応じて、同法第3条から第3条の3に規定する、当該建築士が設計することができる資格を有する者に限る。）が耐震性能を確認していること

ウ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助事業」における耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助を受けていない又は受ける予定がないこと

(補助事業)

第3条 補助事業は、別表第1に掲げる用途に活用するために、この要綱に則り、空き家において対象工事を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象工事に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 当該空き家において補助の目的となる、別表第1に掲げる用途以外の用途でのみ使用する部分に係るもの。

(2) 土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの

(3) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの

- (4) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- (5) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- (6) 消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- (7) ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの
- (8) 市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- (9) その他市長が別に定めるもの

2 屋根又は外壁などの対象工事で、補助の目的となる別表第1に掲げる用途に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに併せて行う工事がある場合における、前項第1号に係る経費の算定方法は、それぞれの部分の床面積按分によるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 住み替え活用タイプにおいて、別表第3に掲げる加算の種別のいずれかに該当する場合の補助金の上限の額は、前項の規定にかかわらず別表第2に定める補助金の上限の額に10万円を加えた額とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、一の建築物につき1回を限度とする。

（事業計画書の提出）

第6条 申請者は、補助金の交付申請を行う前に、市長が別に定める書類を添付した事業計画書（別記様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める事業計画書を受理したときは、当該事業計画の内容の審査及び必要に応じて現地確認を行い、計画の承認又は不承認を決定し、その旨を事業計画承認

(不承認) 通知書 (別記様式第 2 号) により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業計画の承認を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

4 前 3 項の規定は別表第 1 に掲げる活用のタイプが住み替え活用タイプである補助事業には適用しない。この場合において、次条第 1 項中「前条の規定により承認を受けた事業計画に基づき、補助事業に着手する前に」とあるのは、「補助事業に着手する前に」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 申請者は、前条の規定により承認を受けた事業計画に基づき、補助事業に着手する前に次に掲げる書類を添付した補助金交付申請書 (別記様式第 3 号) を市長に提出しなければならない。

(1) 対象工事に係る工事見積書 (請負契約書) の内訳証明書 (別記様式第 3 号の 2)

(2) 対象工事を行う空き家の全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真 (申請日前 2 週間以内に撮影されたものに限る。)

(3) 耐震改修計画書 (別記様式第 3 号の 3) , 耐震改修に係る図面及び計算書 (福祉活動活用タイプにおいて、耐震改修を行う場合に限る。)

(4) その他市長が別に定める書類

(事務手続の代行)

第 8 条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の規定による事務の手続きを第三者に代行させるときは、委任状 (別記様式第 1 号の 2) を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付 (不

交付) 決定通知書 (別記様式第 4 号) により, 当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は, 予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は, 補助金の交付を決定する場合において, 補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。)

又は申請者は, 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは, あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし, 次に掲げるすべての要件に該当する軽微な変更の場合は除く。

- (1) 事業計画又は補助事業の内容を実質的に変更するものでなく, その細部を変更するもの
- (2) 補助金の額に増額の変更が生じないもの

- 2 前項の規定による変更の承認を受けようとする者は, 事業計画・補助事業変更承認申請書 (別記様式第 5 号) に, 第 6 条又は第 7 条に定める書類のうち, 当該変更に係るものを添付して, 市長に提出しなければならない。

- 3 市長は, 前項の規定による申請を受理したときは, 当該申請の内容を審査し, 変更の承認を決定した場合, その旨を変更承認・交付決定変更通知書 (別記様式第 6 号) により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第 11 条 申請者又は補助事業者は, 承認を受けた事業計画又は交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは, 速やかに廃止承認申請書 (別記様式第 7 号) を市長に提出し, その承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を受理したときは, 当該申請の内容を審査し, その廃止を承認した場合, 当該承認に係る事業計画の承認又は補助金の交付の決定を取り消し, その旨を廃止承認・交付決定取消通知書 (別記様式第 8 号) により当該申請をした者に

通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、次に掲げる書類を添付した実績報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 対象工事が行われた状況が確認できる写真
- (4) 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類
- (5) 耐震改修計画書を提出し、耐震改修を行った場合は、耐震改修工事証明書（別記様式第9号の2）及び耐震改修工事の工事写真
- (6) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き（建築基準法第87条において準用する場合を含む。）が必要な場合に限る。）
- (7) その他市長が別に定める書類

2 前項の規定による実績報告の提出期限は、交付決定を受けた会計年度の3月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定等の取消し)

第14条 市長は、申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業計画の承認若しくは補助金の交付の決定又はその両方を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により事業計画の承認又は補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 承認を受けた事業計画の内容若しくは交付決定を受けた補助事業の内容又はこれらに付した条件に違反したとき。

(3) その他関係法令、この要綱及びこの要綱に基づく要領の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、事業計画承認・補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、申請者又は補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第12号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第16条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿及びその他の関係書類を備え、当該補助事業の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等を、耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納入したときはその限りでない。

(協力)

第18条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

(事業計画等の公開)

第19条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業及び事業計画に係る、次に掲げる情報について、市長が市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開をすることについて了解するものとする。ただし、住み替え活用タイプにおいてはその限りでない。

(1) 補助事業者の名称（補助事業者が個人の場合は除く。）

(2) 工事の概要（工事内容、概算工事費、図面、写真等）

(3) 事業計画の概要

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に要領で定める。

2 前項の規定による要領において特段の定めがある場合は、この要綱の規定に優先して適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

3 第14条から第19条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

活用のタイプ	用途
福祉活動活用 タイプ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の茶の間 (2) 高齢者向け共同居住住宅 (3) 共同生活援助 (4) 子どもの居場所（子ども食堂等）
住み替え活用 タイプ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て世帯向け住宅 (2) 高齢者等世帯向け住宅 (3) 障がい者世帯向け住宅 (4) 一般世帯向け住宅 (5) マンション居住世帯向け住宅

別表第2（第5条関係）

活用のタイプ及び用途等		補助金の額
福祉活動活用 タイプ	耐震改修を合わせて行う場合	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額が200万円を超えると きは200万円以内の額）とする。
	上記以外の場合	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額が100万円を超えると きは100万円以内の額）とする。
住み替え活用 タイプ	子育て世帯向け住宅 高齢者等世帯向け住宅 障がい者世帯向け住宅	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えると きは50万円以内の額）とする。
	一般世帯向け住宅 マンション居住世帯向け住宅	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額が30万円を超えると きは30万円以内の額）とする。

別表第3（第5条関係）

加算の種別	加算の要件
多世代同居加算	<p>申請者の世帯が次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 中学生以下の子どもがいる世帯又は妊娠している者がいる世帯（以下「子育て世帯」という。）とその親世帯が同一の住宅に居住していること</p> <p>(2) 第12条に規定する実績報告書の提出までに前号の状態になる予定であること</p>
親子近居加算	<p>申請者の世帯が次の各号のいずれかに該当する子育て世帯又はその親世帯であること。</p> <p>(1) 子育て世帯とその親世帯が同一の小学校区内若しくは隣接する小学校区内（親世帯と子育て世帯の直線距離が1キロメートル以内である場合に限る。）に近接して居住していること</p> <p>(2) 第12条に規定する実績報告書の提出までに前号の状態になる予定であること</p>
多子加算	<p>申請者の世帯が次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 中学生以下の子ども又は妊娠している者1人以上を含み、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が合計3人以上いること</p> <p>(2) 第12条に規定する実績報告書の提出までに前号の状態になる予定であること</p>